

熊本県公報

号外 第 4 号
平成 22 年 3 月 26 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	4
○熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	(〃)	5
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	6
○熊本県財産条例の一部を改正する条例	(管財課)	7
○熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(税務課)	7
○熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例	(〃)	7
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村総室)	7
○熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例	(危機管理・防災消防総室)	8
○熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課)	8
○熊本県地球温暖化の防止に関する条例	(環境政策課)	8
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	16
○熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(〃)	18
○熊本県建築基準条例の一部を改正する条例	(建築課)	19
○熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例	(高校教育課)	19
○熊本県育英資金貸与基金特別会計条例の一部を改正する条例	(〃)	20
○熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(学校人事課)	20
○熊本県警察の職員の定数条例の一部を改正する条例	(警察本部)	21
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	21

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例
 - 1 内部組織の名称及び分掌事務を改正することとした。
 - 2 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
 - 3 関係条例の一部改正を行うこととした。(附則第 2 項、第 3 項関係)
 - (1) 熊本県国土利用計画審議会条例(昭和 49 年熊本県条例第 57 号)
 - (2) 熊本県土地利用審査会条例(昭和 49 年熊本県条例第 58 号)
- ◇熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
 - 1 行政委員会の委員等の報酬を改正することとした。(第 2 条、第 3 条、別表第 1 関係)
 - 2 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
 - 3 熊本県知事等の給与の特例に関する条例(平成 21 年熊本県条例第 11 号)第 5 条及び附則第 3 項を削ることとした。(附則第 2 項関係)
- ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 - 1 新たに次の手数料を設けることとした。

(1) 政治資金収支報告書に係る少額領収書等の写しの交付手数料	用紙 1 枚につき	10 円他
(2) 不動産鑑定業者登録証明手数料		400 円
(3) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料		224,000 円
(4) 汚染土壌処理業の変更許可申請手数料		222,000 円
 - 2 次の手数料の額を改定することとした。

(1) 建築士免許手数料	18,000 円から	19,200 円に改定
(2) 建築士事務所登録手数料	15,000 円他から	17,000 円他に改定
 - 3 その他規定を整備することとした。(第 4 条、別表関係)
 - 4 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
 - 5 経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)
 - 6 この条例による手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整備

することとした。（附則第3項関係）

◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

- 1 電気通信事業法施行令の改正に伴い、同法施行令を引用している部分を改めることとした。（別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 産業廃棄物税を平成22年度以降も継続するとともに、5年後見直しの検討を行うこととした。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例

- 1 水とみどりの森づくり税を平成22年度以降も継続するとともに、5年後見直しの検討を行うこととした。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 知事が条例で定めることにより本人確認情報を利用できる事務を次のとおり追加することとした。（第2条、別表第1関係）
 - (1) 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 知事が条例で定めることにより本人確認情報を提供することができる知事以外の執行機関に「監査委員」を加え、監査委員に本人確認情報の提供をすることができる監査委員の事務を「地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの」とすることとした。（第3条、別表第2関係）
- 3 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例

- 1 石油コンビナート等災害防止法の改正に伴い、同法を引用している部分を改めることとした。（第1条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県食肉衛生検査所が食品衛生法に基づいて行う食肉の衛生に関する事務の対象に、熊本県食肉衛生検査所が所管すると畜場に附属する施設を加えることとした。（別表関係）
- 2 菊池市に所在する食鳥処理場の廃止に伴い、熊本県食肉衛生検査所が行う食鳥処理場に関する事務の対象から菊池市を削除することとした。（別表関係）
- 3 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇熊本県地球温暖化の防止に関する条例

- 1 条例の目的として、地球温暖化対策の推進を図り、低炭素社会の実現に寄与することを規定することとした。（第1条関係）
- 2 用語の定義を規定することとした。（第2条関係）
- 3 地球温暖化対策の推進に当たっての基本理念を規定することとした。（第3条関係）
- 4 県、事業者及び県民の責務等を規定することとした。（第4条－第9条関係）
- 5 地球温暖化対策に関する施策の推進について次のように定めることとした。
 - (1) 県による地球温暖化対策として、地球温暖化対策推進計画の策定等及び率先実施を規定することとした。（第10条、第11条関係）
 - (2) 事業活動に係る地球温暖化対策として、事業活動温暖化対策計画書制度等を規定することとした。（第12条－第20条関係）
 - (3) 日常生活等に係る地球温暖化対策として、住宅における冷暖房時の温度等について規定することとした。（第21条－第25条関係）
 - (4) 交通及び自動車に係る地球温暖化対策として、エコ通勤環境配慮計画書制度等を規定することとした。（第26条－第31条関係）
 - (5) 建築物に係る地球温暖化対策として、建築物環境配慮制度等について規定することとした。（第32条－第36条関係）
 - (6) 農林水産業に係る地球温暖化対策として、農林水産業における環境に配慮した生産活動等について規定することとした。（第37条－第39条関係）
 - (7) 緑化等による地球温暖化対策について規定することとした。（第40条関係）
 - (8) 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの優先的利用等について規定することとした。（第41条、第42条関係）

- (9) 廃棄物の発生の抑制等による地球温暖化対策について規定することとした。(第43条関係)
- (10) 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等について規定することとした。(第44条関係)
- 6 県による情報の提供等について規定することとした。(第45条―第48条関係)
- 7 指導及び助言並びに報告等の要求について規定することとした。(第49条、第50条関係)
- 8 勧告及び公表について規定することとした。(第51条、第52条関係)
- 9 市町村条例との関係等について規定することとした。(第53条、第54条関係)
- 10 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、5(5)及び14については平成22年10月1日から、8については平成23年4月1日から施行することとした。
- 11 条例の施行後5年を目途として、必要な検討を行うことを規定することとした。(附則第2項関係)
- 12 経過措置について規定することとした。(附則第3項、附則第4項関係)
- 13 熊本県生活環境の保全等に関する条例から地球温暖化の防止に関する規定を削除することとした。(附則第5項関係)
- 14 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に、この条例に基づく事務の一部を加えることとした。(附則第6項関係)

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県民総合運動公園のバレーコートを廃止することとした。(第5条関係)
- 2 都市公園を占有するときの使用料の額を改定することとした。(別表第1関係)
- 3 熊本県民総合運動公園の運動広場の改修に伴い、使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- 4 熊本県民総合運動公園の陸上競技場の大型映像装置の改修に伴い、使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- 5 水俣広域公園のテニスコートの改修に伴い、関係規定を整備することとした。(別表第4関係)
- 6 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。ただし、次の改正に関する規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
 - (1) 熊本県民総合運動公園のバレーコートに関する規定の整備 公布の日
 - (2) 熊本県民総合運動公園の陸上競技場の大型映像装置使用料の改正 平成22年3月27日
 - (3) 熊本県民総合運動公園の運動広場使用料等の改正 公布日から2月を超えない範囲内で規則で定める日
- 7 改正後の使用料の規定は、改正に関する規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとした。(附則第2項―第4項関係)

◇熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- 1 建設中の道路、鉄道等についても禁止区域に指定できることとした。(第3条第12号関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の改正に伴い、同法を引用している部分を改めることとした。(第28条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例

- 1 通学支援奨学金を貸与することに関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) この条例の趣旨を規定することとした。(第1条関係)
 - (2) 通学支援奨学金の対象者を規定することとした。(第2条関係)
 - (3) 通学支援奨学金の貸与の方法を規定することとした。(第3条関係)
 - (4) 通学支援奨学金の貸与に係る保証人について規定することとした。(第4条関係)
 - (5) 通学支援奨学金の貸与金額を規定することとした。(第5条関係)
 - (6) 通学支援奨学金の貸与の期間、貸与の取消し及び貸与の停止について規定することとした。(第6条関係)
 - (7) 通学支援奨学金の返還の方法について規定することとした。(第7条関係)
 - (8) 通学支援奨学金の返還債務の履行を猶予することができること及び猶予できる場合を規定することとした。(第8条関係)
 - (9) 通学支援奨学金の返還債務を免除することができること及び免除できる場合を規定することとした。(第9条関係)

- (10) 通学支援奨学金を履行期限までに返還しなかった場合には、延滞利息を徴収する旨を規定することとした。(第 10 条関係)
- 2 この条例に定めるものほか、通学支援奨学金の貸与に関し必要な事項は教育委員会が定めることとした。(第 11 条関係)
- 3 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県育英資金貸与基金特別会計条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県育英資金貸与基金特別会計により育英資金及び通学支援奨学金の貸与を行うことに伴い、関係規定を整備することとした。(題名、第 1 条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第 1 条、第 2 条関係)
- 3 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については、公布の日から施行することとした。
- 4 この条例による熊本県育英資金貸与基金特別会計の名称の変更に伴い、熊本県育英資金貸与基金条例の関係規定を整理することとした。

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 義務教育等教員特別手当の最高額を改定することとした。(熊本県立学校職員の給与に関する条例(以下「県給与条例」という。))第 17 条の 2、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「市町村給与条例」という。))第 16 条の 2 関係)
- 2 その他文言の整理を行うこととした。(県給与条例第 3 条、第 13 条、市町村給与条例第 3 条関係)
- 3 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 については、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県の警察官の定数及び階級別定数を改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 航空機操縦作業及び航空機整備作業の手当の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 次の規定の整理等を行うこととした。
 - (1) 特殊作業手当の規定を整理することとした。(第 2 条関係)
 - (2) 支給制限の規定を整理することとした。(第 4 条関係)
 - (3) その他他関係規定を整理することとした。(別表関係)
- 3 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 7 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例
熊本県内部組織設置条例(昭和 27 年熊本県条例第 91 号)の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。
- 第 2 条中「法第 158 条第 1 項の規定に基づき、」を削り、「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同条第 1 号中「総合政策局」を「知事公室」に改め、同号アを削り、同号イ中「広報」を「秘書、広報」に改め、同号イを同号アとし、同号に次のように加える。
 - イ 知事の特命に関する事項
- 第 2 条第 3 号中「地域振興部」を「企画振興部」に改め、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。
 - ア 行政の総合的な企画、調査及び調整に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本県国土利用計画審議会条例の一部改正)
- 2 熊本県国土利用計画審議会条例(昭和 49 年熊本県条例第 57 号)の一部を次のように改正する。
 - 第 6 条中「地域振興部」を「企画振興部」に改める。

(熊本県土地利用審査会条例の一部改正)
 3 熊本県土地利用審査会条例(昭和49年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。
 第5条中「地域振興部」を「企画振興部」に改める。

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第8号

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
 熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和32年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「但し」を「ただし」に、「報酬は、」を「、報酬を」に改める。
 第2条第2項に後段として次のように加える。
 この場合において、別表第1中第1号から第9号まで(第6号の予備委員を除く。)の非常勤職員(以下「行政委員」という。)の報酬の額は、日額支給の報酬の額に、月額支給の報酬の額を合算して得た額とする。
 第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
 5 行政委員が傷病等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、月額支給の報酬を支給しないことができる。
 別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

区	分	報 酬 額
1	教育委員会	委員 長 日額25,700円 月額86,000円
		委 員 日額23,100円 月額61,000円
2	選挙管理委員会	委員 長 日額25,700円 月額63,000円
		委 員 日額23,100円 月額50,000円
3	人事委員会	委員 長 日額25,700円 月額72,000円
		委 員 日額23,100円 月額61,000円
4	公安委員会	委員 長 日額25,700円 月額72,000円
		委 員 日額23,100円 月額61,000円
5	労働委員会	会 長 日額25,700円 月額73,000円
		公益委員 日額23,100円 月額61,000円
		使用者委員 日額23,100円 月額55,000円
		労働者委員 日額23,100円 月額55,000円
6	収用委員会	会 長 日額25,700円 月額43,000円
		委 員 日額23,100円 月額36,000円
		予備委員 日額23,100円
7	海区漁業調整委員会	会 長 日額25,700円 月額22,000円
		委 員 日額23,100円 月額18,000円
8	内水面漁場管理委員会	会 長 日額25,700円 月額15,000円
		委 員 日額23,100円 月額12,000円
9	監査委員	議員のうちから選任された者 日額23,100円 月額32,000円
		識見を有する者の中から選任された者 日額25,700円 月額72,000円
10	公害審査会の委員	日額17,600円
11	公害被害者認定審査会	会 長 日額57,200円
		副 会 長 日額54,900円
		委 員 日額52,600円
		専 門 委 員 日額52,600円
12	公害健康被害認定審査会	会 長 日額57,200円
		副 会 長 日額54,900円
		委 員 日額52,600円

		専 門 委 員	日額52,600円
13	土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の3の規定によるあつせん委員		日額23,100円
14	土地収用法第15条の8の規定による仲裁委員		日額23,100円
15	第10号から前号までに掲げる者以外の附属機関の委員その他の構成員		日額10,500円。ただし、これにより 難しい事由があると認められる者については、 16,500円以内で知事が定める額
16	前各号に掲げる者以外の非常勤職員		日額35,600円以内で知事が定める額。 ただし、日額により難しい事由があると認め られる者については、日額以外の方法で知 事が認める額

附 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成21年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。
第5条を削る。
附則第3項を削る。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第93号の2中「（昭和23年法律第194号）」の次に「第19条の1
6第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付又は同法」を加え、「又は政治資金
監査報告書」を「若しくは政治資金監査報告書」に、「収支報告書等の」を「少額領収書
等又は収支報告書等の」に改め、同項第221号中「18,000円」を「19,200
円」に改め、同項第223号中「15,000円」を「17,000円」に、「10,0
00円」を「12,000円」に改め、同項第343号及び第344号中「歯科技工士法
改正法」を「歯科技工法改正法」に改め、同項第400号の2中「道路交通法」の次に「
（昭和35年法律第105号）」を加え、同項第485号の次に次の1号を加える。
（485）の2 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項に規定する不動産鑑定業者登
録簿に登録を受けていることの証明
不動産鑑定業者登録証明手数料 400円
第2条第1項第623号の14の2の次に次の2号を加える。
（623）の14の3 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の
更新の申請に対する審査
汚染土壌処理業許可更新申請手数料 224,000円
（623）の14の4 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に
係る事項の変更の許可の申請に対する審査
汚染土壌処理業の変更許可申請手数料 222,000円
第4条中第15項を第17項とし、第6項から第14項までを2項ずつ繰り下げ、同条
第5項中「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に改め、同項を同条第6項
とし、同項の次に次の1項を加える。
7 第2条第1項第223号又は第223号の2の手数料は、建築士法第26条の3第1
項の規定により指定事務所登録機関が登録を行う場合は、当該指定事務所登録機関に納
付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定事務所登録機関の収入
とする。
第4条第4項の次に次の1項を加える。
5 第2条第1項第221号又は第221号の2の手数料は、建築士法第10条の20第
1項の規定により指定登録機関が登録を行う場合は、当該指定登録機関に納付するもの
とする。この場合において、当該手数料は、当該指定登録機関の収入とする。
別表第7の2金額の欄中「当該」の次に「少額領収書等の写し又は」を加える。
別表第20検定職種の欄中「、スレート施工」を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第343号及び
第344号の改正規定、同項第400号の2の改正規定並びに第4条第5項の改正規定は、公
布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
(熊本県収入証紙条例の一部改正)
- 3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
- | | | |
|--|------------------------------|--|
| 別表第1手数料の項第88号の2を次のように改める。 | | |
| 別表第1手数料の項第212号を次のように改める。 | 88の2 少額領収書等又は収支報告書等の写しの交付手数料 | |
| 別表第1手数料の項第213号の2を削り、同表手数料の項第213号を次のように改める。 | 212 削除 | |
| 別表第1手数料の項第213号の2を削る。 | 213 削除 | |
| 別表第1手数料の項第436号の次に次の1号を加える。 | | |
| 別表第1手数料の項第564号の13の2の次に次の2号を加える。 | 436の2 不動産鑑定業者登録証明手数料 | |
| | 564の13の3 汚染土壌処理業許可更新申請手数料 | |
| | 564の13の4 汚染土壌処理業の変更許可申請手数料 | |

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県財産条例の一部を改正する条例
熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。
別表(第7条関係)の土地の項の1号中「第2条」を「第5条」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。
6 知事は、熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(平成22年熊本県条例第1号)の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例
熊本県水とみどりの森づくり税条例(平成17年熊本県条例第7号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。
6 知事は、熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例(平成22年熊本県条例第12号)の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第13号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

- 別表第1中2の項を4の項とし、1の項を3の項とし、同項の前に次の2項を加える。
 - 1 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
 - 2 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 別表第2に次のように加える。

監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

附 則
（施行期日）
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第14号

熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例
熊本県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年熊本県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第8項」を「第28条第9項」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例
熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「と畜場」の次に「及びこれに附属する施設」を加え、「、菊池市」を削る。

附 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 地球温暖化対策に関する施策の推進
 - 第1節 県による地球温暖化対策（第10条・第11条）
 - 第2節 事業活動に係る地球温暖化対策（第12条—第20条）
 - 第3節 日常生活等に係る地球温暖化対策（第21条—第25条）
 - 第4節 交通及び自動車に係る地球温暖化対策（第26条—第31条）
 - 第5節 建築物に係る地球温暖化対策（第32条—第36条）
 - 第6節 農林水産業に係る地球温暖化対策（第37条—第39条）
 - 第7節 緑化等による地球温暖化対策（第40条）
 - 第8節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策（第41条・第42条）
 - 第9節 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策（第43条）
 - 第10節 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等（第44条）
- 第3章 県による情報の提供等（第45条—第52条）
- 第4章 雑則（第53条・第54条）

附則
第1章 総則
（目的）

第1条 この条例は、熊本県環境基本条例（平成2年熊本県条例第49号）の本旨に従い、地球温暖化の防止に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化

対策の推進を図り、もって温室効果ガスの排出量が自然界の吸収量に相当する量以内に削減されると同時に生活の豊かさを実感できる社会（以下「低炭素社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 建築主等 建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号に規定する建築物をいう。第32条において同じ。）又は建築物（同法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の所有者若しくは管理者をいう。
- (6) 環境保全活動団体 地域地球温暖化防止活動推進センター（法第24条第1項の規定により知事が指定するものをいう。第48条において同じ。）その他の環境の保全に関する活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。
- (7) 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるものを利用して得ることができるエネルギーをいう。

（基本理念）

第3条 低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 県、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体が温室効果ガスの排出を抑制した事業活動及び生活様式への見直しを図るなど、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むこと。
- (2) 県、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体の相互の連携及び協働による地球温暖化対策が総合的かつ計画的に推進されること。
- (3) 地球温暖化対策と熊本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上との両立が図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、事業者、県民、建築主等、環境保全活動団体、旅行者及び市町村と連携し、及び協働して、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、エネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、エネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置を自主的かつ積極的に講ずるほか、地域社会における地球温暖化の防止を図るための活動に自主的かつ積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

（建築主等の責務）

第7条 建築主等は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 建築主等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

（環境保全活動団体の役割）

第8条 環境保全活動団体は、基本理念にのっとり、その活動を通じて、事業者、県民及び建築主等の地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深め、これらの者が行う地球温暖化対策への連携及び協働を促進する役割を果たすよう努めるものとする。

2 環境保全活動団体は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

（旅行者の協力）

第9条 県は、旅行者に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう協力を求めるものとする。

第2章 地球温暖化対策に関する施策の推進

第1節 県による地球温暖化対策

(地球温暖化対策推進計画の策定)

第10条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策推進計画」という。)を定めるものとする。

2 地球温暖化対策推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に係る目標
- (2) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めるに当たっては、国の地球温暖化対策に関する計画等を参考にするとともに、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出を抑制等に関する計画について、計画の目的の達成との調和を図りつつ、連携して温室効果ガスの排出の抑制等に資するよう配慮するものとする。

4 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、熊本県環境審議会(第52条において「審議会」という。)及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年度、地球温暖化対策推進計画の実施状況について公表するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、地球温暖化対策推進計画の変更について準用する。(県の率先実施)

第11条 県は、その事務及び事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制等を図るための事項を率先して行うものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化の推進に関すること。
- (2) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)の調達の推進に関すること。
- (3) 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関すること。
- (4) 県が設置し、又は管理する施設における緑化の推進に関すること。
- (5) 県が設置し、又は管理する施設における再生可能エネルギーの利用の推進に関すること。
- (6) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用の推進であって温室効果ガスの排出の抑制に資するものに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため必要な事項

(環境マネジメントシステムの導入及び推進)

第12条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的かつ効率的に抑制するため、環境マネジメントシステム(事業者がその事業活動における環境への負荷(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)を低減するため自ら定めた計画に基づき実施した措置を点検し、評価し、及び当該計画を見直すことにより、継続的な事業活動の改善を図る仕組みをいう。)の導入及び推進に努めるものとする。

(事業所における冷暖房時の温度及び服装への配慮等)

第13条 事業者は、その事業の遂行に支障のないよう配慮しつつ、その事業の用に供する建築物の内部は、冷房し、又は暖房するときの温度を温室効果ガスの排出の抑制に資する相当な温度に保つよう努めるものとする。この場合において、事業者は、その従業員の就業中の服装に配慮するとともに、来訪者に対し、当該温度に保っている旨の説明又は表示に努めるものとする。

(寄与的取組)

第14条 事業者は、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に加え、他の者の活動により抑制され、又は吸収された温室効果ガスの量に相当する価値を購入すること、自らの事業を行う場所以外の場所で温室効果ガスの排出の抑制又は吸収を実現する取組を行うことその他の事業活動以外で行う温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組(以下「寄与的取組」という。)を行うよう努めるものとする。この場合において、事業者は、県内の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するよう配慮するものとする。

(温室効果ガスの排出量の少ない電気機器等の選択等)

第15条 事業者は、電気機器、ガス機器その他のエネルギーを消費する機械器具又は設備等(以下「電気機器等」という。)を購入し、又は使用する場合には、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択し、又は温室効果ガスの排出量をより少なくする方法により使用するよう努めるものとする。

2 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、環境物品等の積極的な選択に努めるものとする。

(環境への負荷の少ない催し等の開催)

第16条 相当程度大規模な催し又は会議として規則で定めるもの(以下この条において「催し等」という。)を開催しようとする者(以下この条において「催し等開催者」という。)は、催し等の開催に当たっては、当該催し等に参加しようとする者(次項において「参加者」という。)と協力し、温室効果ガスの排出、廃棄物の排出その他の環境への負荷をできる限り低減するよう努めるものとする。

- 2 催し等開催者は、参加者に對し、催し等を開催する場所への移動及び当該場所からの移動による周知に努めるものとする。この場合において、催し等開催者は、市内の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法
- 3 催し等開催者は、その催し等の開催に伴う温室効果ガスの排出の抑制に加え、寄与的取組を要するものとする。この場合において、催し等開催者は、市内の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法
- 第17条 もの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めることにより、その事業活動の温室効果ガスの排出の状況及び抑制の量に係る目標並びに排出の抑制を図るための事業活動と(以下「事業活動温暖化対策計画」という。)を制定し、知事に提出しなければならない。
- 2 連鎖化事業(法第21条の2第2項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。)を行う者は、その加盟者(当該連鎖化事業に加盟する者をいう。)が設置している当該連鎖化事業に係る県内に所在する事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 特定事業者以外に事業活動温暖化対策計画を制定し、知事に提出しななければならない。
- 4 第1項又は前項の規定により事業活動温暖化対策計画を提出した者(第6項の規定により事業活動温暖化対策計画の廃止に係る事項を記載した届出書を提出した者を除く。)は、事業活動温暖化対策計画を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の事業活動温暖化対策計画(以下「事業活動温暖化対策変更計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、事業活動温暖化対策計画を廃止することができる。
 (1) 第1項の規定により事業活動温暖化対策計画を提出した後規則で定める事由に該当することとなった特定事業者
 (2) 第3項の規定により事業活動温暖化対策計画を提出した特定事業者以外の事業者
- 6 前項の規定により事業活動温暖化対策計画を廃止した者は、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画の廃止に係る事項を記載した届出書(以下「事業活動温暖化対策計画廃止届出書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
 (事業活動温暖化対策実施状況報告書の作成等)
- 第18条 前条第1項又は第3項の規定により事業活動温暖化対策計画を提出した者(同条第6項の規定による事業活動温暖化対策計画廃止届出書を提出した者を除く。)は、毎年度、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び事業活動温暖化対策計画に定められた措置の実施状況を記載した報告書(以下「事業活動温暖化対策実施状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
 (事業活動温暖化対策計画等の公表等)
- 第19条 知事は、次の各号に掲げる書類(以下この条において「計画書等」という。)のいずれかの提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。
 (1) 第17条第1項又は第3項に規定する事業活動温暖化対策計画書
 (2) 第17条第4項に規定する事業活動温暖化対策変更計画書
 (3) 前条に規定する事業活動温暖化対策実施状況報告書
- 2 計画書等のいずれかを提出する者(以下この条において「計画書等提出者」という。)は、当該計画書等に記載する内容が公にされることにより、当該計画書等提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されおそれがあると思料するときは、当該計画書等の提出と併せて、規則で定めるところにより、当該計画書等の内容の全部又は一部を公表しないよう知事に請求することができる。
- 3 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、請求があつた部分について公表することが適当でないことを認めるときは、第1項の規定にかかわらず当該請求があつた部分については公表しないものとする。ただし、当該請求があつた部分につき公表することが適当でない部分と認めるときは、当該部分を除いた部分につき公表するものとする。
 (目標を達成するための補完的手段)
- 第20条 第17条第1項又は第3項の規定により事業活動温暖化対策計画を提出した者は、事業活動温暖化対策計画に定める温室効果ガスの排出の抑制の量に係る目標を達成する手段として、森林の整備及び保全、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策に係る地球温暖化対策(住宅における冷暖房時の温度)
- 第21条 県民は、その生活に支障のない範囲内で、その住宅の内部を冷房し、又は暖房するときの温度を温室効果ガスの排出の抑制に資する相当な温度に保つよう努めるものとする。
 (環境への負荷を低減する消費行動等)

第22条 県民は、その日常生活において、物品又は役務に係る温室効果ガスの排出その他の環境への負荷に関する情報を収集し、及び知識を修得し、環境への負荷の低減に資する合理的な消費に関する行動をとり、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

(1) 電気機器等を購入し、又は使用する場合には、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択し、又は温室効果ガスの排出量をより少なくする方法により使用する。

(2) 環境物品等を積極的に選択すること。

第23条 事業者は、日常生活等における温室効果ガスの排出の抑制に資するため、電気機器等又は役務の提供を業とする者は、その利用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択する。

2 電気機器等の製造を業とする者は、前項に規定するもののほか、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの開発に努めるものとする。

第24条 物品の生産若しくは製造又は役務の提供を業とする者は、物品又は役務を提供する場合において、当該物品又は役務の原材料の調達から利用、廃棄に至るまでの温室効果ガスの排出量を、二酸化炭素に換算して、簡易な方法により分かりやすく表示するよう努めるものとする。

(特定電気機器等に係る省エネルギー性能の表示等)

第25条 温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの（以下この項において「特定電気機器等」という。）の販売を業とする者（店舗において販売するものに限る。）は、特定電気機器等の本体又はその近傍の見やすい場所に、当該特定電気機器等の使用に係るエネルギー消費量と対比における性能（次項において「省エネルギー性能」という。）を示す事項を記載した規則で定める表示を付すよう努めるものとする。

2 電気機器等の販売を業とする者は、電気機器等を購入しようとする者に対し、その販売形態に適切なる方法により、当該電気機器等の使用に係る省エネルギー性能について説明するよう努めるものとする。

第4節 交通及び自動車に係る地球温暖化対策

(公共交通機関の利用等への転換等)

第26条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その事業活動又は日常生活において、自動車の使用に代えて、公共交通機関の利用、原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）若しくは自転車の使用又は徒歩による移動に努めるものとする。

2 事業者は、用される事業自動車における自動車の使用及びその従業員の自家用自動車（自家用として使用される自動車をいう。第29条第1項において同じ。）による通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第27条 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、又は所有する者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、エコドライブ（自動車等を駐車する場合に当該自動車等の原動機を停止する等環境への負荷の低減に配慮した自動車等適正な運転及び整備をいう。）に努めるものとする。

2 自動車等を購入し、又は貸渡しする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものとする。

3 自動車等の販売又は貸渡し（道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定による許可を得て、有償で貸し渡すことをいう。）を業とする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないもの提供に努めるものとする。

4 自動車の販売を業とする者は、販売する新車（過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この項において同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出量その他の規則で定める事項に関する情報（以下この項において「自動車環境情報」という。）を店舗の見やすい場所に適切に表示するとともに、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る自動車環境情報について説明するよう努めるものとする。

5 事業者は、物流に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、配送の共同化その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(電気自動車等の普及促進)

第28条 県は、事業者、県民及び市町村と連携し、及び協働して、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）、電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものをいう。）その他の自動車等で、その使用に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度少ないものの普及のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコ通勤環境配慮計画書の作成等)

第29条 常時使用される従業員の数が相当程度多い大規模な事業者として規則で定めるもの（以下「特定規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その従業員の自家用自動車による通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置その他の地球温暖化の防止に関する事項を定めた計画（以下この条において「エコ通勤環境配慮計画」という。）を記載した計画書（以下「エコ通勤環境配慮計画書」という。）を作成するものとする。

- 成し、知事に提出しなければならない。
- 2 特定規模事業者以外は、規則で定めるところにより、エコ通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を作成した者（第5項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書の廃止に係る事項を記載した届出書を提出した者を除く。）は、エコ通勤環境配慮計画書（以下「エコ通勤環境配慮変更計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、エコ通勤環境配慮計画書を廃止することができる。
 (1) 第1項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を作成した後規則で定める事由に該当することとなることにより
 (2) 第2項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を作成した特定規模事業者以外の事業者
- 5 前項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を廃止した者は、規則で定めるところにより、当該エコ通勤環境配慮計画書の廃止に係る事項を記載した届出書（以下「エコ通勤環境配慮計画廃止届出書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 第30条 前条第1項又は第2項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を作成した者（同条第5項の規定によるエコ通勤環境配慮計画書の提出した者を除く。）は、毎年度、規則で定めるところにより、エコ通勤環境配慮計画書に定めた措置の実施状況を記載した報告書（以下「エコ通勤環境配慮実施状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 第31条 知事は、次の各号に掲げる書類のいずれかの提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。
 (1) 第29条第1項又は第2項に規定するエコ通勤環境配慮計画書
 (2) 第29条第3項に規定するエコ通勤環境配慮変更計画書
 (3) 前条に規定するエコ通勤環境配慮実施状況報告書
- 第32条 建築物に係る地球温暖化対策（建築物環境配慮計画書の作成等）
 建築物環境配慮計画書の作成等）
 第32条 建築主であつて、規則で定める規模以上の新築、改築又は増築その他規則で定める行為をしようとする者（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第75条第7項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととされる建築物に係る建築主を除く。以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、その建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する事項を定めた計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を記載した計画書（以下「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 特定建築主以外の建築主は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 3 前2項の規定により建築物環境配慮計画書を作成した者は、建築物環境配慮計画を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した計画書（以下「建築物環境配慮変更計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 第33条 前条第1項又は第2項の規定により建築物環境配慮計画書を作成した者は、当該建築物環境配慮計画書に係る建築物の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、工事の完了に係る事項を記載した届出書（以下「建築物工事完了届出書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 第34条 建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、その建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施している措置その他の環境への配慮に関する事項を記載した届出書（以下「建築物環境性能届出書」という。）を作成し、知事に提出することができる。
- 第35条 知事は、次の各号に掲げる書類のいずれかの提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。
 (1) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書
 (2) 第32条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書
 (3) 第33条に規定する建築物工事完了届出書
 (4) 前条に規定する建築物環境性能届出書
- 第36条 次の各号に掲げる書類のいずれかを提出した者で、建築物の販売又は賃貸を業とするものは、当該建築物を購入手、又は賃借しようとする者に対し、規則で定めるところにより、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する情報の提供に努めるものとする。
 (1) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書
 (2) 第34条に規定する建築物環境性能届出書

第6節 農林水産業に係る地球温暖化対策
 (農林水産業における環境に配慮した生産活動)
 第37条 農林水産業を営む者は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、農林水産業の用に供する設備の使用に係るエネルギーの使用の合理化、肥料の使用の適正化その他の環境への負荷の低減に配慮した生産活動を行うよう努めるものとする。

(地産地消)
 第38条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、より身近な地域の県内農林水産物等(県内で生産される農林水産物及びこれらを県内で加工したものをいう。)を優先して消費するよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全等)
 第39条 事業者、県民及び環境保全活動団体は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全並びに県内で生産された木材その他の森林資源の利用を推進するとともに、地域における森林の整備及び保全に関する活動に参加するよう努めるものとする。

2 県は、事業者、県民及び環境保全活動団体と連携し、及び協働して、森林の整備及び保全その他の森林による温室効果ガスの吸収量を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第7節 緑化等による地球温暖化対策
 第40条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、その所有し、又は管理する建築物及び敷地の緑化に努めるものとする。

2 県は、事業者、県民及び建築主等と連携し、及び協働して、都市における緑化の推進及び緑地の保全、その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第8節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策
 (再生可能エネルギーの優先的利用)

第41条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、その事業活動又は日常生活において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めるものとする。

(太陽光発電設備等の積極的導入等)
 第42条 事業者、県民及び建築主等は、再生可能エネルギーの利用に当たっては、太陽光を電気に変換する設備等(次項において「太陽光発電設備等」という。)の積極的な導入に努めるものとする。

2 事業者、大学その他の教育研究機関及び県は、相互に連携し、及び協働して、太陽光発電設備等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

第9節 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策

第43条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制に資するため、その事業活動又は日常生活において、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用に努めるものとする。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

第10節 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等

第44条 県は、県民の地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるため、学校、家庭、事業者、環境保全活動団体及び市町村その他の多様な主体と連携し、及び協働して、すべての世代に対する地球温暖化の防止に関する教育の推進及び学習の機会の充実並びに地球温暖化の防止に関する専門的な知識又は経験を有する人材の育成に努めるものとする。

第3章 県による情報の提供等

(情報の提供等)

第45条 県は、事業者、県民、建築主等、環境保全活動団体及び旅行者に対し、これらの者が地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるために必要な情報の提供、これらの者が行う地球温暖化対策を促進するための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査、分析、研究開発及び産業の育成等)

第46条 県は、事業者、環境保全活動団体及び大学その他の教育研究機関と連携し、及び協働して、地球温暖化の現状に関する最新の情報の把握、効果的な地球温暖化対策に関する調査及び分析、地球温暖化の防止に寄与する技術の研究開発の推進並びに地球温暖化の防止に寄与する技術を有する産業の育成及び振興に努めるものとする。

2 県は、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所を有するものをいう。以下この項において同じ。)による地球温暖化対策を促進するため、中小企業者に対する地球温暖化の防止に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(顕彰)

第47条 県は、地球温暖化対策の推進に関し、特に優れた取組を行った事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体の顕彰に努めるものとする。

(地域地球温暖化防止活動推進センター等への支援等)

第48条 県は、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下この条において「センター」という。)が事業者、県民及び環境保全活動団体の地球温暖化対策を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。

2 県は、熊本県地球温暖化防止活動推進員(法第23条第1項の規定により知事が委嘱

する者をいう。次項において同じ。)及び地球温暖化対策地域協議会(法第26条第1項の規定により組織されるものをいう。次項において同じ。)が地域における地球温暖化対策を促進する役割を果たすことができるよう、センター及び市町村と連携し、それらの支援に努めるものとする。

3 県は、市町村、センター、熊本県地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会及び環境保全活動団体(センターを除く。)による相互の連携及び協働が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)
第49条 知事は、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体がこの条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告等の要求)
第50条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる書類のいずれかを提出した者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 第17条第1項又は第3項に規定する事業活動温暖化対策計画書
- (2) 第29条第1項又は第2項に規定するエコ通勤環境配慮計画書
- (3) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書
- (4) 第34条に規定する建築物環境性能届出書

(勧告)
第51条 知事は、特定事業者(第17条第5項第1号の規則で定める事由に該当することとなつた特定事業者を除く。)、特定規模事業者(第29条第4項第1号の規則で定める事由に該当することとなつた特定規模事業者を除く。)又は特定建築主(第32条第3項の規定による建築物環境配慮計画の変更により、特定建築主になつた場合における当該特定建築主を除く。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 正当な理由なく、第17条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書、同条第4項に規定する事業活動温暖化対策実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、第29条第1項に規定するエコ通勤環境配慮計画書、同条第3項に規定するエコ通勤環境配慮実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
- (3) 正当な理由なく、第32条第1項に規定する建築物環境配慮計画書又は同条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

(公表)
第52条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則
(市町村条例との関係)

第53条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村について、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村及びこの条例の規定のうち当該市町村において適用しないこととする規定については、規則で定める。

(規則への委任)
第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第32条から第36条まで及び附則第6項の規定 平成22年10月1日
- (2) 第51条及び第52条の規定 平成23年4月1日

(検討)

2 知事は、この条例の施行後5年を目途として、地球温暖化の防止に寄与する技術革新の進展、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策推進計画に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に定められている地球温暖化対策に関する県の計画であつて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、第10条第1項の規定により定められた地球温暖化対策推進計画とみなす。

(建築物環境配慮計画書の適用に関する経過措置)

- 4 第32条第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がされた建築物について適用する。
(熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)
- 5 熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。
目次中「第5章 地球環境保全対策の推進」を「第5章 地球環境保全対策の推進」に改める。
第1節 地球温暖化の防止(第72条-第74条)を「第1節 削除」に改める。
第5章第1節を次のように改める。
第1節 削除
第72条から第74条まで 削除
(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 6 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。
別表に次の1号を加える。

<p>71 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第32条から第34条までの規定による知事に対する提出の受付に関する事務 (2) 条例第35条の規定による公表に関する事務 (3) 条例第49条の規定による指導及び助言に関する事務((1)に掲げる事務に係るものに限る。) (4) 条例第50条の規定による報告又は資料の提出の要求に関する事務((1)に掲げる事務に係るものに限る。) (5) 条例第51条の規定による勧告に関する事務((1)に掲げる事務に係るものに限る。) 	<p>熊本市、八代市</p>
---	----------------

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項の表中「バレーコート サッカー場」を「サッカー場」に改め、同条第2項中「、運動広場」を削る。
別表第1の3の表を次のように改める。
3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使用料

区 分	単 位	所在地及び金額		
		熊本市	熊本市以外の市	町村
電柱	1本1年につき	1,600円	1,100円	970円
電話柱	1本1年につき	950円	620円	560円
支線柱	1本1年につき	95円	62円	56円
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	9円	6円	6円
地下に設ける電線その他の線類	1メートル1年につき	6円	4円	3円
変圧塔その他これに類するもの(PHS基地局を除く。)及び公衆電話所	1個1年につき	1,900円	1,200円	1,100円
PHS基地局	1基1年につき	570円	360円	330円
郵便差出箱及び信書	1個1年につき	800円	520円	470円

便差出箱					
鉄塔		1平方メートル 1年につき	1,900円	1,200円	1,100円
水道管、 下水道 管、 ガス管 その他 これら に類す るもの	外径0. 07メー トル未 満の もの	1メートル1年 につき	40円	26円	24円
	外径0. 07メー トル以 上 0.1メ ートル 未 満の もの	1メートル1年 につき	57円	37円	34円
	外径0. 1メー トル以 上0. 15メ ートル 未 満の もの	1メートル1年 につき	85円	56円	51円
	外径0. 15メ ートル 以 上 0.2メ ートル 未 満の もの	1メートル1年 につき	110円	74円	67円
	外径0. 2メー トル以 上0. 3メー トル 未 満の もの	1メートル1年 につき	170円	110円	100円
	外径0. 3メー トル以 上0. 4メー トル 未 満の もの	1メートル1年 につき	230円	150円	130円
	外径0. 4メー トル以 上0. 7メー トル 未 満の もの	1メートル1年 につき	400円	260円	240円
	外径0. 7メー トル以 上1 メー トル 未 満の もの	1メートル1年 につき	570円	370円	340円
	外径1メ ートル以 上のもの	1メートル1年 につき	1,100円	740円	670円

興行、展示会、集会 その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）	1平方メートル 1日につき	147円	16円	10円
興行、展示会、集会 その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。）	1平方メートル 1日につき	140円	16円	10円
その他の物件	1平方メートル 1月につき	1,400円	160円	98円

別表第2の1の表中バレーコートの項を削り、運動広場の項を次のように改める。

運動広場	フットサル	1面1時間につき	210円 450円
	その他	1時間につき	1,260円 2,660円

別表第2の4の表中

弓道場	1的30分につき	110円
-----	----------	------

を

弓道場		1的30分につき	110円
運動広場	フットサル	1面30分につき	230円
	その他	全面30分につき	1,350円

に改める。

別表第2の6の表中「5,410円」を「7,230円」に改める。

別表第4の1の表テニスコートの項を次のように改める。

テニスコート	1面1時間につき	230円 480円
--------	----------	--------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第5条第1項の表の改正規定及び別表第2の1の表の改正規定（バレーコートの項を削る部分に限る。） 公布の日
 - 別表第2の6の表の改正規定及び附則第4項の規定 平成22年3月27日
 - 第5条第2項の改正規定、別表第2の1の表の改正規定（バレーコートの項を削る部分を除く。）、別表第2の4の表の改正規定及び附則第3項の規定 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日
- (経過措置)
改正後の別表第1の3の表及び別表第4の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第2の1の表の規定は、附則第1項第3号に定める日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第2の6の表の規定は、附則第1項第2号に定める日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「索道」の次に「（建設中のこれらのものを含む。）」を加える。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例
 熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
 第28条中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例をここに公布する。
 平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例

（趣旨）

第1条 この条例は、熊本県立高等学校の再編整備により近隣の高等学校が廃止されること
 とに伴い、新たに設置された高等学校又はその他近隣の高等学校で教育委員会規則で定
 めるもの（以下「新設高等学校等」という。）に通学することとなる者であつて、当該
 通学に要する費用が増加することにより修学が困難になるものに対し、当該通学に必要な
 資金（以下「通学支援奨学金」という。）を貸与することに関し、必要な事項を定め
 るものとする。

（対象者）

第2条 通学支援奨学金の貸与の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該
 当する者とする。

- (1) 新設高等学校等に通学する者のうち、廃止される近隣の高等学校に通学した場合
 に比して通学に要する費用が増加することとなる区域として新設高等学校等に応じて
 教育委員会規則で定める区域に居住する者であること。
- (2) 教育委員会規則で定める新設高等学校等の教育委員会規則で定める学年に在学す
 る者であること。
- (3) 通学に要する費用の支弁が困難であると認められること。
- (4) 貸与した通学支援奨学金の返還が確実であると認められること。

（貸与の方法）

第3条 前条の規定による通学支援奨学金の貸与は、知事と同条各号に掲げる要件のいづ
 れにも該当する者との契約により行うものとする。

2 知事は、前項の規定により通学支援奨学金を貸与する旨の契約（次条第1項において
 「貸与契約」という。）を締結するときは、予算の範囲内でこれを行うものとする。

（保証人）

第4条 貸与契約を締結しようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、通学支援奨学金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と
 連帯して返還債務を負担するものとする。

（貸与金額）

第5条 通学支援奨学金の貸与金額は、通学支援奨学金の貸与を受ける者が新設高等学校
 等への通学に利用する交通機関であつて教育委員会規則で定めるものの利用に係る負担
 額を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

（貸与の期間等）

第6条 通学支援奨学金の貸与の期間は、貸与を開始した日の属する月から通学支援奨学
 金の貸与を受ける者が在学する新設高等学校等の正規の修業年限を修了する日の属する
 月までとする。

2 熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、被貸与者が次の各号のいづれ
 かに該当するときは、通学支援奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他教育委員会が必要と認めたとき。

3 教育委員会は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、通学支援奨学金の
 貸与を停止するものとする。

- (1) 休学したとき。
 - (2) その他教育委員会が必要と認めたとき。
- （通学支援奨学金の返還）

第7条 被貸与者は、貸与の期間が満了し、又は貸与の取消を受けた場合は、教育委員会規則で定める月から15年以内において教育委員会の取決めに従って、通学支援奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することを妨げない。

2 前項の返還金には、利息を付さない。
(返還猶予)

第8条 知事は、被貸与者が貸与を取り消された後も引き続き学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)又は同法第124条に規定する専修学校の高等課程(職業に必要技術の教授を目的とするものに限る。)に在学しているときは、その在学している期間は通学支援奨学金の返還債務の履行を猶予することができる。

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合で、返還債務を履行することが困難であると認めるときは、当該各号に掲げる事由が継続している間、その事由が発生した日現在において履行期限の到来していない通学支援奨学金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 学校等(学校教育法第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校をいい、給与及びそれに類するものが支給されるものを除く。)に進学したとき。

(2) 災害を受けたとき。

(3) 傷病を負ったとき。

(4) その他やむを得ない事由があるものとして知事が認めるとき。

(返還免除)

第9条 知事は、被貸与者が死亡し、又は労働能力を喪失した場合で、返還債務を履行することが困難であると認めるときは、通学支援奨学金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第10条 知事は、被貸与者が通学支援奨学金を履行期限までに返還しなかったときは、当該履行期限が到来した通学支援奨学金の返還債務を履行しない期間が6月を超えるごとに当該履行期限が到来した通学支援奨学金の返還債務の額に6月につき5パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として徴収するものとする。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、通学支援奨学金の貸与に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県育英資金貸与基金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第21号

熊本県育英資金貸与基金特別会計条例の一部を改正する条例
熊本県育英資金貸与基金特別会計条例(昭和47年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県育英資金等貸与基金特別会計条例
第1条中「熊本県育英資金貸与基金(以下「基金」という。)」を「熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)」に改め、「基づく育英資金」の次に「及び熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例(平成22年熊本県条例第20号)に基づく通学支援奨学金」を加える。

第2条中「、基金」を「、熊本県育英資金貸与基金(以下「基金」という。)」に、「及び貸与金」を「、貸与金」に、「その他」を「、国庫支出金、基金繰入金、一般会計繰入金、前年度からの繰越金及び附属諸収入」に改める。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「熊本県育英資金貸与基金(以下「基金」という。)」を「熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)」に改める部分に限る。)及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出予算」を「熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出予算」に改める。

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第22号

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第13条第3号中「面接指導手当 1,600円」を「面接指導手当 1時間につき1,600円」に改め、同条第8号中「前条第10項」を「前条第9項」に改める。

第17条の2第2項中「15,900円」を「11,700円」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第16条の2第2項中「15,900円」を「11,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第3条並びに第13条第3号及び第8号の改正規定並びに第2条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例(昭和29年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,042人」を「3,046人」に、「233人」を「234人」に、「1,770人」を「1,773人」に、「3,463人」を「3,467人」に改め、同条第2項中「3,042人」を「3,046人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第24号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「警部」を「警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官」に、「警視を含む。」を「すべての警察官」に改め、「以下の階級にある警察官」を削る。

第4条第1項中「又は第11号作業」を「、第11号作業又は第20号作業」に改め、同条第3項を削る。

別表第20号作業の項中「(昭和27年法律第231号)」の次に「第24条」を加え、「1月につき 127,500円」を「1時間につき 5,100円」に改め、「整備士(航空法)の次に「第24条」を加え、「1月につき 28,100円」を「1日につき 1,410円」に改め、「整備士以外の者で整備業務に従事するもの 1月につき 17,000円」を削り、同表第21号作業の項中「(整備士以外の者で整備業務に従事するものを含む。以下同じ。)」を削り、同表第24号作業の項中「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第7条の規定に基づく給料月額額の調整額の支給を受けている警察職員以外の警察職員が」を削り、「をいう」を「に限る」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。